

## 茨木市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、身体障害者が自動車を取得し、当該自動車の改造に必要とする経費の全部又は一部を助成することにより身体障害者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする身体障害者用自動車改造費助成事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2 この事業の対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 本市に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき本市の住民基本台帳に記録されている者
- (3) 自らが所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することにより社会参加が見込まれる者
- (4) 前年（1月から6月までの間に申請する場合にあたっては、前々年）の所得（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第11条に規定する所得をいう。以下同じ。）の額から、同令第5条各項に規定する控除額を除いた額が、同令第7条に規定する所得額を超えない者

(助成の範囲)

第3 助成の金額は、自動車の改造に直接要した費用とする。ただし、その額は、100,000円を限度とする。

(申請)

第4 助成金の支給を受けようとする者は、茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第5 市長は、第4の申請があったときは、その内容を審査し適当と認めたものについて助成を決定し、茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知する。市長は、助成をしないことと決定したときは、申請者に対し茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付不承認通知書（様式第3号）により通知する。

(助成金の交付)

第6 市長は、第5の規定による交付決定後、申請者に助成金を交付する。

(返還)

第7 市長は、偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全部又は一部に相当する金額を返還させるものとする。

(その他)

第8 この要綱に定めるものの他、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 7 月 9 日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和元年 5 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

(実施期日)

1 この要綱は、令和 5 年 11 月 1 日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市身体障害者用自動車改造費助成事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

様式第1号  
(申請先) 茨木市長

年 月 日

(申請者) 氏名  
住所  
生年月日  
TEL ( )

### 茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請書兼請求書

茨木市身体障害者用自動車改造費助成金を次のとおり申請します。また、交付決定後、助成金を下記の口座に振り込むよう請求します。

#### 1 改造する車について

車両番号		改造内容	
所有者名		所要経費	

#### 2 同意について

茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請の交付審査に必要があるときは、私の住民登録、課税状況、障害種別及び生活保護等受給の有無について、茨木市長が関係書類で確認することに同意します。

3 交付申請額及び請求額 円  
(最大で100,000円とする)

#### 4 振込口座

金融機関名		支店名	
科目	1 普通	2 当座	3 貯蓄
口座番号			
ふりがな			
口座名義			

備考 (株) ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は「店名・預金種別・口座番号」が必要です。「記号・番号」では振込できませんので注意してください。

提示書類 (写し可)

1. 自動車運転免許証
2. 業者の請求内訳書 (改造箇所及び経費を明らかにしたもの) 及び領収書
3. 車検証 (電子車検証の場合「自動車検査証記録事項」の提示も必要)
4. 改造部分写真
5. 改造車の前後写真

住所〒

氏名 様

茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請及び請求のありました茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請について、下記のとおり支給決定しましたので通知します。

なお、振込日は 年 月 日の予定です。

助成金交付決定額 円

年 月 日

茨木市長



住所〒

氏名 様

茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付不承認通知書

年 月 日付けで申請のありました茨木市身体障害者用自動車改造費助成金交付申請について、次の理由で不承認と決定しましたので通知します。

不承認の理由

年 月 日

茨木市長

